

## 令和６年度使用教科用図書採択基準等について

令和６年度に使用する教科用図書の採択が適正かつ公正に実施されるよう、県教育委員会として教科書の採択に係る基本方針（平成２９年６月８日策定）に基づき、採択基準等を定め、市町村教育委員会及び採択地区協議会等の行う採択に関し、適切な指導、助言等に取り組んでいくこととする。

### １ 令和５年度中に採択する教科用図書の種類

- （１）小学校各教科（「特別の教科 道徳」を含む）の教科書
- （２）学校教育法附則第９条の規定による教科用図書（一般図書）

### ２ 宮城県教科用図書選定審議会への諮問・答申

- （１）諮問 令和５年４月２４日  
教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- （２）答申 令和５年５月３０日

### ３ 採択基準等

- （１）採択基準  
小学校各教科及び「特別の教科 道徳」  
学校教育法附則第９条の規定による教科用図書（一般図書）
- （２）選定資料  
小学校各教科（「特別の教科 道徳」を含む）の選定資料（別冊）  
学校教育法附則第９条の規定による教科用図書（一般図書）の選定資料（別冊）

※ 令和５年５月３１日付けで、上記採択基準等を市町村教育委員会、採択地区協議会、県立特別支援学校等に通知した。

### ４ スケジュール

- （１）教科書展示会 令和５年６月１４日から令和５年７月３１日までのいずれかの１４日間、県内１２会場で開催
- （２）調査研究及び採択 令和５年８月３１日まで
- （３）使用 令和６年４月から

## 教科書の採択に係る基本方針

平成29年6月8日

宮城県教育委員会

教科書は、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として全ての児童生徒が用いるものであり、教育上極めて重要な意義をもつことを踏まえ、下記の方針により、別に定める採択基準等に基づいて教科書の採択にあたるものとする。

### 記

- 1 教育基本法や学校教育法に示された教育の目標を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科書を採択すること。
- 2 第2期宮城県教育振興基本計画で示された「目指す姿」等を踏まえるとともに、各採択地区の自然や文化等の諸条件及び学校の特色や実態を考慮して、児童生徒に適した教科書を採択すること。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科書の十分な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- 4 教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配慮し、開かれた採択の推進に努めること。
- 5 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

## 令和6年度使用

### 教科用図書採択基準【小学校 各教科】

#### 1 内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- (3) 児童の心身の発達の段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- (4) 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

#### 2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- (2) 教科の目標を踏まえて、各章、各節のねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- (3) 基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習を進めるための配慮がなされているか。
- (4) 内容の分量や区分が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- (5) 教材の配列が、児童の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

#### 3 学習と指導に関すること

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるよう配慮されているか。
- (2) 児童の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを実践するための工夫がなされているか。
- (3) 児童の多様な個性や能力に広く対応するとともに、児童が自己の学びを調整しながら学習できるよう配慮されているか。
- (4) 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- (5) 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

#### 4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が学年に応じて適切であるか。
- (2) 児童が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字体は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

## 令和6年度使用

### 教科用図書採択基準【小学校 特別の教科 道徳】

#### 1 内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標達成のために内容が工夫されているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- (3) 児童の心身の発達の段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- (4) 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

#### 2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるよう配慮されているか。
- (2) 「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- (3) 内容項目を関連的・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるよう配慮がなされているか。
- (4) 内容項目の数や分量が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- (5) 教材の配列が、児童の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

#### 3 学習と指導に関すること

- (1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるよう配慮されているか。
- (2) 児童の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを実践するための工夫がなされているか。
- (3) 児童の多様な個性や能力に広く対応できるか。
- (4) 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- (5) 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

#### 4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が学年に応じて適切であるか。
- (2) 児童が親しみや魅力を感じるよう配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字体は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

## 令和6年度使用

### 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準 【特別支援学校及び特別支援学級】

#### 1 内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- (3) 社会適応能力の向上を図り、自立や社会参加を促す配慮がされているか。
- (4) 様々な体験活動を促し、自己を生かす生き方や進路を考えられるものか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

#### 2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるように配慮されているか。
- (2) 内容の分量や区分が適切であるか。
- (3) 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- (4) 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

#### 3 学習と指導に関すること

- (1) 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。
- (2) 基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるよう配慮されているか。
- (3) 児童生徒の興味や関心を喚起し、主体的・対話的で深い学びを促すように配慮されているか。
- (4) 他の教育活動との関連に配慮されているか。
- (5) 内容がより理解できるような挿絵、図表、写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）が適切に配置されているか。

#### 4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が適切であるか。
- (2) 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するように配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、安全や環境に配慮されているか。

# 令和5年度教科書展示会開催要項

## 1 開催の趣旨

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第5条の規定に基づき、発行者から出品された教科書の見本を一般に公開するとともに、採択関係者による調査研究の利用に供し、令和6年度使用教科用図書の適正な採択に資することを目的とする。

## 2 開催の時期

令和5年6月14日（水）から令和5年7月31日（月）までのいずれかの14日間

※会場の都合等により開催期日や開催時間がそれぞれ異なります。詳細はそれぞれの会場に御確認ください。

※宮城教科書センターについては、宮城県総合教育センターのホームページを御覧ください。

## 3 展示会場及び閲覧区分

(1) 教科書展示会は、次の12会場において開催する。

(2) 閲覧者は、閲覧地区に定める市町村教育委員会及び学校の職員並びに県民等とする。

採択地区	各教科書センター	教科書展示会場 開催期・開催時間	閲覧地区	展示教科書
仙台市	仙台教科書センター (仙台市教育センター内) 〒983-0825 仙台市宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 19-1 TEL 022-251-7441	仙台市教育センター 同左 6/6～6/29 9:00～16:30	仙台市立小学校・中学校・鶴 谷特別支援学校	小・中・ 特
大河原	白石教科書センター (白石市図書館内) 〒989-0257 白石市字亘理町 37-1 TEL 0224-26-3004	白石市図書館 同左 6/15～6/30 10:00～17:00 ※6/15 は 13:00～ その他、図書館開館日・ 開館時間に準じる	白石市・刈田郡内教育委員 会、同管下小学校・中学校、 角田支援学校白石校	小・中・ 特
	大河原教科書センター (大河原教育事務所内) 〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 TEL 0224-53-3111	大河原合同庁舎 別館2階 同左 6/14～7/5 13:00～17:00 ※6/27、6/29は閉室	柴田郡内教育委員会、同管 下小学校・中学校、白石市・ 角田市・岩沼市・柴田郡・刈 田郡・亘理郡・伊具郡内の県 立高校・私立高校、船岡支援 学校、岩沼高等学園川崎キ ャンパス	小・中・ 高・特
	角田教科書センター (大河原教育事務所内) 〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1 TEL 0224-53-3111	角田市図書館2階 〒981-1505 角田市角田字牛館 10 TEL 0224-63-2223 6/14～6/29 10:00～17:00 ※6/14 は 13:00～ その他、図書館開館日・ 開館時間に準じる	角田市・丸森町教育委員会、 同管下小学校・中学校、角田 支援学校、丸森町内私立小 学校、山元支援学校	小・中・ 特

採択地区	各教科書センター	教科書展示会場 開催期間・開催時間	閲覧地区	展示教科書
仙 台	宮城教科書センター (宮城県総合教育センター内) 〒981-1217 名取市美田園二丁目 1-4 TEL 022-784-3541	宮城県総合教育センター 同左  6/14～7/4 9:30～16:40 ※7/4は15:00まで	仙台市内国立・私立小・中学校・高校・特別支援学校、仙台市立高校、仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・富谷市・宮城郡・黒川郡内の県立高校、仙台二華中学校、視覚・聴覚・拓桃・西多賀・光明・名取・小松島・小松島支援学校松陵校、岩沼高等学園、県内特別支援学級設置小・中学校、名取市・岩沼市・亶理郡内教育委員会、同管下小学校・中学校・義務教育学校	小・中・高・特
	宮城中央教科書センター (仙台教育事務所内) 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 TEL 022-275-9258	塩竈市民図書館 〒985-0052 塩竈市本町 1-1 TEL 022-365-4343 6/14～7/4 10:00～17:00	塩竈市・多賀城市・宮城郡内教育委員会、同管下小学校・中学校、利府支援学校・利府支援学校塩釜校	小・中・特
	富谷教科書センター (富谷市スポーツセンター内) 〒981-3305 富谷市一ノ関字躰合山 6-8 TEL 022-358-5400	富谷市スポーツセンター 同左 6/14～7/7 10:00～17:00	富谷市・黒川郡内教育委員会、同管下小学校・中学校、利府支援学校富谷校	小・中・特
北 部	大崎教科書センター (大崎合同庁舎 6階閲覧コーナー) 〒989-6117 大崎市古川旭四丁目 1-1 TEL 0229-91-0738	大崎合同庁舎 6階閲覧コーナー 同左 6/12～7/5 9:00～17:00	大崎市・加美郡・遠田郡内教育委員会、同管下小学校・中学校・義務教育学校、大崎市・加美郡・遠田郡内県立高校・私立高校、古川黎明中学校、古川支援学校、聴覚支援学校小牛田校、小牛田高等学園	小・中・高・特
	栗原教科書センター (栗原市教育研究センター内) 〒989-5171 栗原市金成沢辺西大寺 1-5 TEL 0228-42-1157	栗原市教育研究センター 同左 6/14～7/5 13:00～17:00	栗原市教育委員会、同管下小学校・中学校・義務教育学校、栗原市内県立高校、金成支援学校	小・中・高・特
東 部	登米教科書センター (東部教育事務所内) 〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目 7番地 TEL 0225-95-7096	登米合同庁舎4階 〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5 TEL 0225-95-7096 6/16～7/5 10:00～16:50	登米市教育委員会、同管下小学校・中学校、登米市内県立高校、迫支援学校	小・中・高・特
	石巻教科書センター (東部教育事務所内) 〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目 7番地 TEL 0225-95-7096	石巻合同庁舎 3階 同左 6/16～7/5 10:00～16:50	石巻市・東松島市・女川町教育委員会、同管下小学校・中学校、石巻市・東松島市内県立高校、石巻市立高校、石巻支援学校、女川高等学園	小・中・高・特
気仙沼	気仙沼教科書センター (気仙沼教育事務所内) 〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 TEL 0226-24-2572	気仙沼合同庁舎 5階 同左 6/14～7/3 9:00～17:00	気仙沼市・南三陸町教育委員会、同管下小学校・中学校、気仙沼市・南三陸町内県立高校、気仙沼市内私立高校、気仙沼支援学校	小・中・高・特

## 県立高等学校における物損事故に係る和解について

### 1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和5年2月19日（日） 時刻不明

(2) 発生場所

※個人情報が含まれるため、表示していません

(3) 事故の概要

仙台向山高等学校敷地西側法面（石積み）の石が一部落下し、隣接する被害者自宅に駐車していた被害者所有の自家用車を損傷させたもの。人身被害はなかった。

### 2 和解の内容等（専決処分内容）

(1) 和解の相手方

イ 住 所  
ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、表示していません

(2) 和解の内容

イ 内 容 示談

ロ 示談年月日 令和5年5月18日

ハ 損害賠償額 33,000円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

### 3 知事専決処分年月日

令和5年5月12日



## 職員の交通事故に係る和解について

### 1 事故の概要等

(1) 発生年月日

令和4年8月16日（火）午後2時48分頃

(2) 発生場所

石巻市穀町3番20号付近 石巻市役所・石巻市防災センター前

(3) 事故の概要

東北歴史博物館職員が、上記事故発生場所において公用車を運転中に、横断歩道手前で停車していた相手方の車に追突し、相手方の車両後方正面部を損傷させるとともに、人的損害を負わせたもの。

### 2 和解の内容等（専決処分内容）

(1) 和解の相手方

イ 住 所  
ロ 氏 名

※個人情報が含まれるため、表示していません

(2) 和解の内容

イ 内 容 示談

ロ 示談年月日 令和5年4月14日

ハ 物的損害賠償額 1,518,480円

ニ 和解の内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

### 3 知事専決処分年月日

令和5年3月30日